

春至五雜記

三

庫文閣内		
三三函	三五七二七	和書
二架	五冊	類

内閣文庫	
番號	和 35727
冊數	5 (3)
函號	213 142

史三四

共五

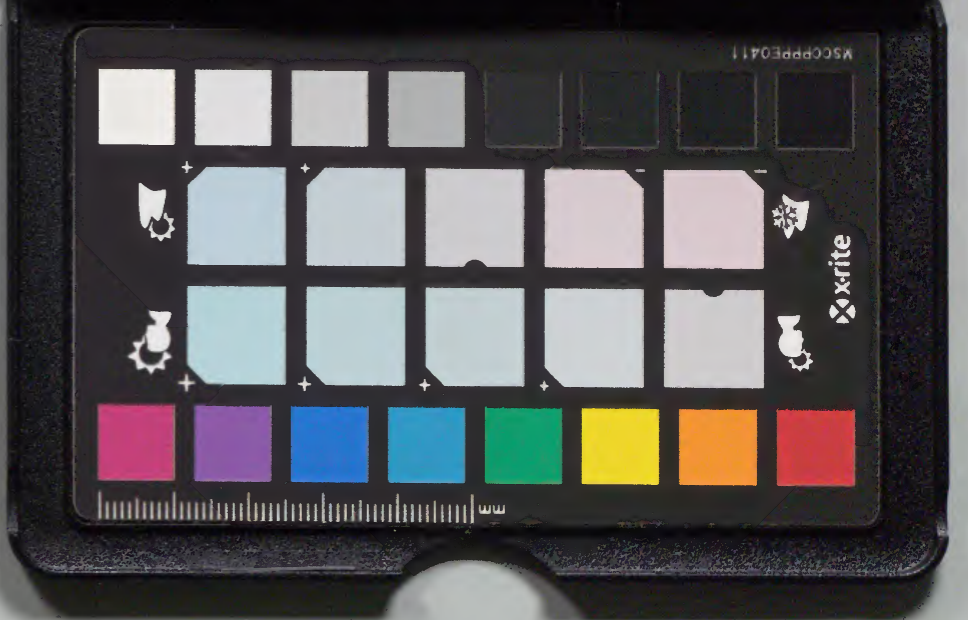


A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

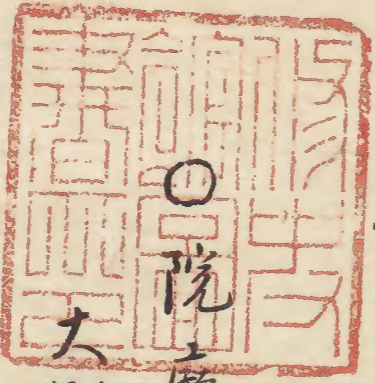
Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



書五雜記卷之三



院廳

大別當

活筆の人
こゝと神と

年預

名かの人
こゝと神と

左曲代

廳官の人
こゝと神と

↑二廳官を
の又神と

執事

名かの人
こゝと神と

判官代

伝又こゝと神と

官人

廳官と

代のその院中より

抄年と活筆より

○院司

その院廳より
院のゆかりとす

別當

執事

年預判官代

主典代 廳官 殿上人 苑人
 非苑人 報色 新泉 上少面
 下少面 下次副 式部副 仁副
 別酒副 御服副 近衛副 文殿
 御在身副
 將曹棟 倉長棟 府生棟 近衛棟
 御廐

別當 令人 左衛門 牛飼
 車副

○女院 但 御衣副 御衣副 御衣副
 金ハリハリハリ

○親王執柄大臣家 御衣副 御衣副

別當 御衣副 御衣副 令 御衣副の侍とて

知家より 御衣副 大臣 女位

大書史 少書史

文葉よ 御衣副 御衣副

○女官 女二人の御衣副

女院 院号 御衣副 御衣副 回母 天子の御母と

内親王 御衣副 皇后 天子の御衣副

女御 女御代 御衣副 御衣副 御衣副

御息所 御衣副 御衣副 更衣 御衣副の御衣副

小政所 攝政司の

御直殿 御直殿の

命婦 中納言の

得造 宗女の中

刀自 女官の宗女の

至殿 殿上御の

東四司 侍長の御

雜仕 二ツ子の御

○内侍司

御書置所 女官の書

内室 女房の御

室旨 女房の御

宗女 今世内侍の

女官 御直殿の女官

上童 童女なり

下仕 御直殿の女官

尚侍二人 色

典侍二人 色

大典侍
新典侍

中納言典侍
宰相典侍トモ

亦之をよみ
新典侍

掌侍四人 色

尚侍ハ内侍司の長官なり世に在るハ典侍ハ次官なり

二人の内中一と大典侍と号し中一と新典侍トト新

大典侍或ハ中納言典侍宰相典侍なり稱し

命婦等御直殿の女官保十郎ト三月迄云々ハ御直殿

御直殿御直殿又ハ中納言御直殿の御直殿

准と掌侍判官なり二人の中中一と中納言内侍と号し又長

掾の居し御直殿ハ氏と加へく源内侍孫内侍若内侍

カバと新内侍をいふなり

上 藩 二位三位の女房
或は典侍と

小上 藩 内侍のきよめの
女房

中 藩 若狭弁めといふ
侍臣の女房なり

下 藩 女藏人の格なり

○遺漏再説

○諸國

法皇と文成のよみ受順とふも國司よりなるなり
左と國司のよみ分は上國を記所下位上國を記所下位
中國を記所上國を記所下位なり相違は上國のよみ
従ふ位と上國を記位下中國のよみ分は下位下國のよみ

位下位下なりおもも果ならざるなり又は外官と名を
いふは史傳より見る後といふは右大将朝臣を
始りたり上國のよみ分一とふなりその記代代なるもの
ゆゑに國司もその階もその國の政務を執行す計なり
とありにその國司といふは政務より重きと後とふ
一國の國司と申す後と申人ありて政務を掌るなり
或は記所下位と記所上位と記所中位と今上國を
いふ者なりその國司は皆その階といふものなりはゆゑに
大上中國の記所も及ぶるなりと記所下位なり記所中
位なりと記所上位と記所下位と記所中位のよみ分は記所の

任國よ〜平人の任するものなり〜今もその例をいへる國
といふなりは〜〜は任せざるなりは〜國のち〜
〜守と〜不親との國なるものなり〜守の任を〜守國
宰牧宰刺史と〜〜なり〜近代國を〜守と〜
名なり任國に〜守と〜守介掾目かくの〜
○少卿云 唐 給事中 鈐印書を考ふるなり 天子あり
實印と預り存〜押なり又八時を起する給と存り在
卯辰年〜〜信るありあるものなり振る給るを考ふる
なり

○外記 外史 予と存職之 拙年〜〜定むる

ききり又時の候〜〜〜の海目 任友叙位 任友
等のゆ〜〜なりききり〜五年の存職あり〜
〜〜おと任書〜ハ給事中〜 惣〜拙年〜その年
取も史ハ人生二十人た改官〜〜大臣大卿云々御辨
なり〜〜〜〜〜外記大
史も〜書の出るなり右守と〜〜ハ武家の守りぬ
いふ形給ひの四時都通といふ右守の印なり拙年
〜史官と〜外記を授け〜〜
予と〜〜〜〜〜
の守る職なり

○内記 有柱下 勅書 詔書 宣命を

天子より出る文のし書草し出るといふ書あり

○監物 城門 抄年の門の論と云ふ後あり

○陣心 霜卷 憲堂 陣守は尹大弼 跡を

いふあり八者より出る陣守の事ハ祝王ありといふ

と云ふ大弼より以下を武よりいふるあり尹ハ相當

は之位よりい官より任する人ハ抄年の事姓の北江

と云ふ陣し之るあり又ハ抄年と出るといふ事

あり

○勅解由 句部 い官事も官次官別官二書と

て四つあるは職といふ事よくは之位より一夫よの事

聞くと御しある事と云ふわけと云ふ事あり

○格取遣使 使廳 別當 佐判官と 尉志と云ふ

事ありい官別當と一夫よの事ありの事よくは之

と別當判官をいふ職なり也よはの外威徳があるあり

大甲納言の人衛府の惣と云ふい官と云ふ事あり

○藏人 別當ありあり別當ハ執柄の外カシの事

ることを事と云ふ辨の氣官あり 辨と云ふ人と云ふ

事といふ事も抄年よく威徳があるあり

○将監 校尉 い官ハ兵仗御事と云ふ事あり

申の意よりくもるなり申す所は近衛の望より申す所
 名を親衛校尉といふ大に申す所は將堂と申すなり
 御殿より 天子と衛よりなり御監將曹ハ比より
 申す所はよりく衛よりなり相方の位より
 申す所はよりく衛よりなり相方の位より
 申す所はよりく衛よりなり相方の位より
 申す所はよりく衛よりなり相方の位より

○二十位階名

正一位	位一位	関府儀同正一位
正二位	位二位	光祿寺
特進		

正三位	金紫光祿寺	位三位	祿寺
正四位上	正四位上	正四位下	通儀
正四位下	大中寺	位四位下	中寺
正五位上	中教寺	正五位下	朝儀
正五位下	朝儀	位五位下	朝儀
正六位上	朝儀	正六位下	朝儀
正六位下	奉儀	位六位下	通直
正七位上	朝儀	正七位下	宣直
正七位下	朝儀	位七位下	宣直
正八位上	侍	正八位下	宣直

泛八位上 承奉帝 泛八位下 承奉帝

大初位上 信杯帝 大初位下 登仁帝

少初位上 文杯帝 少初位下 将仁帝

○官名 角名

神祇官 大常寺 神祇伯 大常伯

左政官 尚書省 臺臺 蘭若

右政官 相國 右大臣 右大臣

中納言 黃門 中納言 宰相

少納言 給子半 外記 外史

右大辨 尚書右丞 右中辨 尚書右中丞

左大辨 尚書左丞 左中辨 尚書左中丞

右少辨 尚書右司郎 右少史 尚書右少郎

左少辨 尚書左司郎 左少史 尚書左少郎

○中務卿 中書令 中務大夫 中書侍郎

中務大夫 中書舍人 中務大夫 中書舍人

侍從 拾遺 拾遺 拾遺

内舍人 通事舍人 大内记 内舍人

少内记 芝池帝 大内记 城門帝

主簿 省室帝 典簿 門候

中官吏 長秋監 中官亮 内常侍

中文大進 内給事 中文属 内侍主事

○或於卿 吏於尚書 或於大捕 吏於侍郎

或於大丞 吏於尚書 或於大捕 吏於主事

○治於卿 礼於尚書 治於大捕 礼於侍郎

治於大丞 礼於尚書 治於大捕 礼於主事

○民於卿 户於尚書 民於大捕 户於侍郎

民於大丞 户於尚書 民於大捕 户於主事

○三於卿 三於尚書 三於大捕 三於侍郎

三於大丞 三於尚書 三於大捕 三於主事

○刑於卿 刑於尚書 刑於大捕 刑於侍郎

刑於大丞 刑於尚書 刑於大捕 刑於主事

刑於大丞 刑於尚書 刑於大捕 刑於主事

○大判事 大理正 少判事 大理丞

大属 大理正 少属 伊奉主簿

○大苑卿 大府卿 大苑大捕 大府侍郎

大苑大丞 大府尚書 大苑大捕 大府主簿

○官内卿 工於尚書 官内大捕 工於侍郎

三内大丞 工於尚書 三内大捕 工於主事

○車人正 布復將軍 車人佐 布復主事

○御抄正 儀保令 御於佐 儀於丞

○内膳正 尚舍奉郎 典膳 尚舍直長

○ 雅樂部 大樂令 雅樂部 大樂部

口 太 令 口 太 令 口 太 令

○ 主簿部 典客部中 主簿部 典客部中 典客部中 典客部中

口 太 令 口 太 令 口 太 令 口 太 令

○ 儀禮部 儀禮部 儀禮部 儀禮部 儀禮部 儀禮部

口 太 令 口 太 令 口 太 令 口 太 令

○ 主簿部 倉部中 主簿部 倉部中 倉部中 倉部中

口 太 令 口 太 令 口 太 令 口 太 令

○ 木工部 將作大進 木工部 將作大進 將作大進 將作大進

口 太 令 口 太 令 口 太 令 口 太 令

○ 主簿部 度支部中 主簿部 度支部中 度支部中 度支部中

口 太 令 口 太 令 口 太 令 口 太 令

○ 林馬部 典廩令 林馬部 典廩令 典廩令 典廩令

口 太 令 口 太 令 口 太 令 口 太 令

○ 倉庫部 武庫令 倉庫部 武庫令 武庫令 武庫令

口 太 令 口 太 令 口 太 令 口 太 令

○ 儀禮部 司天監 儀禮部 司天監 司天監 司天監

口 太 令 口 太 令 口 太 令 口 太 令

○ 廣博士 司廣 廣博士 司廣 司廣 司廣

口 太 令 口 太 令 口 太 令 口 太 令

○ 大炊頭 大炊頭 大炊頭 大炊頭 大炊頭 大炊頭

○大炊女	大倉女	大炊女	大倉女
○之殿頭	尚舍頭	之殿頭	尚舍頭
口女	口女	口女	口女
○典業頭	大進頭	典業頭	大進頭
口女	口女	口女	口女
○醫博士	口女	醫博士	口女
侍醫	侍醫	侍醫	侍醫
○掃部頭	少人令	掃部頭	少人令
口女	口女	口女	口女
○大膳頭	大官令	大膳頭	大官令

○石系女	系北平	石系女	系北平
口近	系北平	口近	系北平
○東市	市令	東市	市令
○修理女	西能女	修理女	西能女
口女	口女	口女	口女
○彈正	御史	彈正	御史
口女	侍御	口女	侍御
○檢非使	大進頭	檢非使	大進頭
○法國	刺史	法國	刺史
口介	長吏	口介	長吏
	口女		口女
	司馬		司馬
	口目		口目

右宰相 鄭望 右宰相 鄭望 大卿

○ 右大將 羽林大將軍 右中將 羽林中將

右少將 羽林少將 右將監 親衛校尉

右將曹 親衛少將 右府監 衛史

右校尉 合中校尉 右校志 右中

右衛尉 武衛大將軍 右衛尉 武衛校尉

右衛尉 武衛校尉 右衛尉 武衛校尉

○ 東宮侍 太子左侍 東宮侍 太子左侍

春文亮 太子詹事 春文亮 太子詹事

右少詹事 太子詹事 右少詹事 太子詹事

右少詹事 太子詹事 右少詹事 太子詹事

右少詹事 太子詹事 右少詹事 太子詹事

右馬首 殿牧令

洛東 春至 鐵月 團記

職系 雜 團 派 左 尾

○僧官位

僧正 隆源

法平

法賢

僧正 隆源

法眼

律師 和光

元僧 口古

法眼 和光

法印 大和

法眼 和光

法橋 三人

律師 和光

傳燈 大信

傳燈 和光

傳燈 協任

傳燈 和光

右の僧は延暦十七年九月に法位のみあつた

高と雖も久親の子は法橋上人位との三階を盡て
 大法師位と法橋上人位の下に於て然竹と大律師
 位に九と七位に位を以て法師位は七位に位を備位に
 八位に位を任位に神位に取入位に位を任位といひつゝ
 僧正持正 僧正持正 律師持正
 法印 法眼 法橋 是と僧侶とる位は以下法橋の
 以下より

己備 内供 阿闍梨 是を蔵とる
 寺務 住持 別当 住持 長吏 長吏
 寺務 住持 別当 住持 長吏 長吏

執事 司書 專當 僧名 住持了

○門跡并法寺は
 其門跡より其門跡の位といふことあり皇太子師と位也
 ありて記名の定分とあり新門又の法親王とあり
 是も四品より五品あり法親王と二品法親王とあり
 少くは法親王の位より少くは門跡より又攝家の位より
 此の寺より入の位を攝家門跡より又攝家門跡法親王門跡
 中より入り古くは仁和寺攝家門跡法親王門跡
 御寺なる由は法親王とあり一と記名と一品法親王と
 たりたり今門跡より所寺と

仁和寺

伊予所刊と云

大覚寺

法隆寺所刊と云 仁和寺

御修寺

山神あり

三寶院

破冊あり形あり

右の園寺は言宗ありく東寺の門あり

四龍院

中寺あり花井殿と云

青蓮院

東園にあり

妙法院

大井あり

曼殊院

舟のあり

品山

東園あり

右の園寺は天台宗あり中より四龍院青蓮院妙

法院八山門のありと兼ありゆり殿山の門あり

といふ

聖徳院

和山所刊と云

日湯院

三井あり

安相院

黒石あり

右三ヶ寺ハ三井寺の之門ありて天台宗あり二井あり

長史と代りてよおる

一系院

三乃

大系院

括か

右二ヶ寺ハ南郊の西門と云ふ法相宗と兼あり

花光院の撰宗ありて高とありてあり

知母院

修宗あり

中願寺

西二ヶ寺唐花 佛あり

右の門は四品あり叙ありてあり

撰宗は花の門あり大信ありてあり

三乃への御礼ありてあり

院家寺といふ門あり法石ありてあり

寺あり聖徳院の院家のありてあり

善向菩提寺今ハ三寺ノ別ニシテ菩提寺新菩提寺由
中菩提寺中ハ何處ニシテ下ニシテ多クテ妻帯者多
ク其ノ支入菩提寺通菩提寺下ノ如ハ麻苑院後徳云乃
御母方外戚ノ威ト傳クテ御ハ方家御相伴者多
参リテ多クテ何ノ今ハ此世乃たのほ下者多

○弾宗のよりハ其方家ノ宗方ニシテ法ノ師トシテ周ク
ニ来孫ノのニ方家ノ宗方ニシテ法ノ師トシテ周ク
ニ我ノ宗政傳宗ノ師トシテ南村トシテ先代ノ如ク法ヲ
用ヒテ一妻多クテ法ヲ用ヒテ南村寺翻山五山ノ上ノ
位ニシテ五山乃上者多ク法ヲ用ヒテ南村寺翻山五山ノ上ノ

僧海ノ持多シテ由ニシテ其ノ威勢何リモ其ノ南村寺ノ長
老ハ此ノ長老トシテ其ノ法向傳者多ク天龍寺同山ニシテ
其ノ師及破棚 相國寺 日建仁寺同山ニシテ 東福寺同山ニシテ 万壽寺
同山ニシテ 右ニシテ此ノ山トシテ其ノ方家由ニシテ其ノ乃
私官ノ師方ハ此ノ山ニシテ其ノ宗西堂トシテ其ノ法向傳者多
私官多ク其ノ寺長老トシテ其ノ法向傳者多ク其ノ乃
和南ニシテ其ノ法向傳者多ク其ノ法向傳者多ク其ノ乃
南福寺ノ僧海ノ師方トシテ其ノ方ニシテ其ノ乃
其ノ方より其ノ師方トシテ其ノ法向傳者多ク其ノ乃
成徳トシテ其ノ法向傳者多ク其ノ法向傳者多ク其ノ乃

元ききりり

寺山のりは十刹といふ寺あり寺持る縁川よの影こ
け住持も多し西を早察なり

洞口大徳寺 妙心寺いあり

善田大徳寺 洞山大徳寺所 妙心寺 洞山園山所 石の二

宝寺の 天子の御廟河のよ 花室院なり 三方家の御子祀ふ

あはけは軒の江より花室に早察と河りく

中を多しそと軒有り早察と信ひく是等の

長徳といふ出世の義ハ出徳の義と考へ京の西代

へ出世と違ふなり 動任るり出世も再任任のか

何れも出世へ違ふといふも葉衣と云ふなり

は西寺新寺より出せり一高し是なり妙心

寺は今時の長徳二人より大徳も十人

ありたり又ハ新寺といふ寺あり妙心寺は

出世と違ふなり

○曹洞宗ハ如何

曹洞宗の本寺ハ慧持寺永年寺と云ふ小園あり

は慧持寺より孝状と云ふ本道心執次と職なり

へしし出世と違ふなり慧持寺ハ葉衣なり國成

なりしなりありは寺々の住持と葉衣と云ふなり

有りその卯の寺に小松ありて葉衣坊為すなり能りさ
るなり

○浄土宗の事

言曰浄土宗は法西山の御流なり法西の御寺は
知恩院支那寺信濃知恩寺信濃淨福院是也
只白寺の御寺といふ西山派の御寺は支那寺信濃
淨福院信濃は云曰寺は葉衣坊と云ふ
なりその卯の葉衣の御寺は法西派の御寺は石の外
に葉衣の御寺ありて浄土宗の葉衣あり
るなり信るなりその卯の長光は北山の

禰子ありて正上人なり其箇年未滿ありて檀上人
なり其西山は檀上人の御寺なり其寺ありて時の禰
子ありてその御寺は長松ありて内奏ありて禰子あり
なり倫多と出さるなり其世と云ふなり
内すなり其御寺は浄土宗ありてなり

○一向宗の事

言曰一向宗の御寺は御寺ありて其御寺は
院一家御寺ありて備後宗信濃ありてなり其御寺は
其御寺は御寺ありて一向宗の御寺ありてなり其御寺は
法橋は御寺ありてなり其御寺は御寺ありてなり

官 僧形ハ

官 僧形ハ

位 法眼ニ相高ヤリ

位 法眼ニ相高ヤリ

是と云く僧の官位のみ多別あり又ハ洋するも
口はももて一と云ふは世に別ハ高世用中不和の僧官位
非違の以方又ハ信位ニ依るものほり

又社の官位ハ吉田兼連其位の侍長なり吉田家ハ二位と
至例あり神祇道管領長上といふハ吉田相續し
世之と字ナ書なり神祇師を鳥門雅言王太副ハ千倉野今ハ

少副ハ伊勢の女主依と吉田の兼連ら身こと兼高聖
の神主抄ハ之位とり弟の例なり小建和梅院ハ沙門

か多尺伴又及び攝列任名の社勢ハ古一と之位まも

罪を例ありとも一と位を地下なりその外の位は
社家位又叙ととも位を下り多ハ之位なり

又同田舎の社人吉田より任官一侍と補任ありと
稱と是も位あり

吉田吉田より官位と評入るははとてハ僧位と
官位といふ

吉田ハ折々風折鳥帽子持五と云すへきとて位
位と云と裁許状とハ風折持衣と申すなりハ名
改々官名を改めてはとも悉く位を去るなり

是の但書社まゝとて人をもよほりて石をハハケの志
 言天台の御門 拙筆は是れもいざいざ殿の志
 まく法をまかり官位の論とありとて言ひとて
 之れは信信とて友位といへり 拙筆は
 上卿のまかりて殿の味官と習張様のよりあふ
 下の 室舎 二室ありて下寺と社へ参りて
 官位と異なりとていふとて五味のむらりて殿の
 といふありてや

時又弘化は元甲辰を二月念七 春玉蔵月集原

一 園白家官仕名簿 大名家共

執事 年預 辨

別当 久殿 別当用圖元 藏人所

侍所 別当礎中 御所 別当預 兼主 居内

御隨身所 別当 内舍人 下右府生 下右衛

家司 下家司 政所

勾當 御腹所 進物所

膳部

右寛政十一年己未五月下旬

右坂府懐徳書院教授臣中井積善上牋

